

令和6年度 神奈川県県土整備局における総合評価方式に関する運用ガイドライン 〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕の改定概要

※令和6年度の主な改定内容を記載しています。
改定内容の詳細は、各ガイドラインを必ずご確認ください。

1 「ICT活用工事の実施」を評価項目（選択）として新規追加〔建設工事編〕

ICT活用工事を実施すると表明した場合に加点する「ICT活用工事の実施」を評価項目（選択）として新規追加した。この評価項目を選択する工事は、ICT活用工事として発注する工事とし、契約後に、技術資料提出時点で表明した工事の段階の全部、または一部でICT施工技術を活用しなかった場合は、ペナルティとして、技術提案等の履行と同様に工事成績評定で減点することとした。

2 標準型の新たな評価方法の新設〔建設工事編〕

標準型の技術提案の評価手法について、現行方式である提案数を評価する手法に加えて、技術提案を『優良可』で評価する手法を新設した。

3 「手持ち業務数」の評価時点を「入札公告日」に変更〔工事系委託業務編〕

入札参加者、発注者双方の事務負担軽減のため、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の手持ち業務数の評価時点を「技術資料提出期間の最終日」から「入札公告日」に変更した。

4 技術資料の提出を辞退する旨の届けの廃止〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕

令和5年度までは、提出期間内に技術資料の提出が無かった場合は「失格」とし、提出期間内に辞退する旨の届があった場合は「辞退」として扱っていたが、この「技術資料の提出期間内に技術資料の提出を辞退する旨の届があった場合に辞退とみなす取扱い」を廃止し、入札書提出時に電子入札システムで辞退届を提出すれば、技術資料の提出が無くても「辞退」として扱うこととした。

5 技術資料の提出方法の変更〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕

令和5年度までは、技術資料の提出方法について、原則、「入札担当部署へ持参し提出」とし、やむを得ず持参できない場合は事前に入札担当部署に確認した上で、「技術資料の提出期間に必着で郵便書留による郵送による提出」を認めていたが、入札担当部署における窓口業務の負担軽減のため、「提出期間に必着で、持参、郵便書留による郵送又は託送（郵便書留と同等のものに限る）」とする取扱いに変更した。

6 技術資料の提出様式について、様式を改善〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕

工事における技術資料の提出様式のうち、「様式-2a、3」（評価項目①、⑧：過去の同種工事の施工実績）について、「工事概要」の欄を削除し、添付資料の補足説明が必要な際は、新たに設ける「備考」欄に記載することに変更した。また、「様式-2b」（評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点）について、「完成年度・発注所属・検査番号・評定点」の記載を必須とし、その他の項目欄「工事名・工事場所・工期」を削除した。

委託業務における技術資料の提出様式について、工事の様式に合わせてWord形式からExcel形式へ変更した。また、「様式-2a」（評価項目①：過去の同種業務実績）について、

案件毎に求める実績件数欄を発注所属が記入できるよう修正した他、「同種業務要件への該当」及び「契約金額」の欄を削除し、添付資料の補足説明が必要な場合は、新たに設ける「備考」欄に記載することに変更した。さらに、「様式-2b」（評価項目③：過去3年間の業務成績評定点の平均点）の提出様式について、「完成年度・発注所属・検査番号・評定点」の記載を必須とし、その他の項目を削除した。加えて、「様式-3、4」（評価項目⑧、⑫：手持ち業務数）について、「記載すべき業務が記載されていない場合など、記載内容に明らかな誤りがある場合は、本評価項目は加点しない。」と注意書きを記載した。

7 工事の入札参加者が共同企業体（JV）の場合の配置予定技術者の評価（例）を追加〔建設工事編〕

入札参加者が共同企業体（JV）の場合、「配置予定技術者の技術的能力」の評価項目別の評価について、代表者や構成員が配置する技術者によって様々なケースが考えられるが、現行のガイドラインでは、どのように評価するのかが判読しづらかったことから、ガイドラインに評価（例）を記載した。

8 「評価項目⑩：取得資格」の評価対象期間を変更〔建設工事編〕

令和5年度までは、工事における配置予定技術者の「取得資格」の評価対象を「監理技術者講習を5年以内に受講していること」としていたが、建設業法施行規則の改定に伴い、監理技術者講習の有効期間が変更されたことから、評価対象を「監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと」に変更した。